

越前市自治連合会
設立総会 議案書

と き 平成 21 年 5 月 16 日（土） 午後 3 時 00 分

と ころ 越前市福祉健康センター（アルプラザ 4 階）多目的ホール

越前市自治連合会設立準備会

わたしたちの誓い

— 越前市民憲章 —

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれた越前市民です。

この郷土を愛し、心と力をあわせ、なおいっそうの発展をめざすため、次のことを誓います。

- 一 わたしたちは、日野の峰のように、高い理想をいただき、豊かな未来をきずきます。
- 一 わたしたちは、日野の流れのように、うるおいと安らぎのある環境をつくります。
- 一 わたしたちは、桜の木のように、力強くすこやかに成長します。
- 一 わたしたちは、菊の花のように、やさしさと思いやりをもって助けあいます。
- 一 わたしたちは、国府の文化と匠たくみの技を生かし、学びの輪をひろげ、世界にはばたきます。

越前市自治連合会設立総会次第

1. 開会のことば
2. 自治連合会設立準備会座長挨拶
3. 来賓祝辞
 越前市長 様
 越前市議会議長 様
 福井県自治会連合会会長 様
4. 来賓紹介
5. 議長選出
6. 自治連合会設立準備会経過報告
7. 議案審議
 第1号議案 越前市自治連合会会則等の制定について

 第2号議案 平成21年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

 第3号議案 福井県自治会連合会への加入について

 第4号議案 平成21年度役員の承認について
8. その他
9. 閉会のことば

自治連合会設立準備会経過報告

◆準備会構成員

区長会連合会から会長・副会長・会計の計7名

(大柳会長、石本・八田・福島・宮本・渡辺各副会長、眞柄会計)

自治振興会から会長・副会長・会計・理事の計10名

(大柳会長、中野・林・川崎各副会長、平林会計、坂下・宮田・平野・明城・前川各理事)

◆会議開催経過

平成20年5月29日(木)	第1回自治連合会設立準備会
6月12日(木)	第2回 〃
7月7日(月)	第3回 〃
7月21日(月)	第4回 〃
8月6日(水)	第5回 〃
8月18日(月)	第6回自治連合会設立準備会
9月2日(火)	第7回 〃
9月29日(月)	第8回 〃
10月8日(水)	市長へ要請書提出
11月5日(水)	第9回自治連合会設立準備会
12月2~10日	全区長説明会
12月18日(木)	区長会連合会・自治振興会連合会合同地区会長会
1月26日(水)	第10回自治連合会設立準備会
3月16日(月)	第11回自治連合会設立準備会
4月13日(月)	第12回自治連合会設立準備会
5月1日(金)	第13回自治連合会設立準備会

1 区長会連合会と自治振興会の統合の背景

国の地方分権が進められる中、旧武生市は、平成15年度に、自立自助の精神によるまちづくりを目指した「地域振興事業」に取り組む。平成16年度には、各地区において自治振興会組織が立ち上がり、地区を単位とする地域づくりが始まり、越前市においても今立地区で自治振興会が設立される。しかし、1地区に区長会と自治振興会の2つの団体が存在することとなったことから、住民組織の分散化傾向が見受けられ市民が戸惑うケースも出ていた。そういう実態を背景に、地域における住民組織のあり方について、区長会と自治振興会が協議して見直し作業に着手した。

2 統合に向けた協議の経緯

両団体は平成18年度より地域の住民組織のあり方について協議を開始。19年6月、区長会と自治振興会の全会長による全体会議と両組織の正副会長による小委員会を設置。この中で、21年4月を目途に両組織が統合すること、更に、次のことを基本的認識とすることで合意。

①自治振興会は、地域づくり・まちづくりを主体的に担うこと。

②区長は、町内自治を担い自治振興会を全面的に支援すること。

20年度に入り、区長会連合会・自治振興会の両総会において、組織統合について承認され、下記事項を相互確認。

①地区組織において、区長会長と自治振興会長との兼務を推奨する。

②区長は自治振興会の理事及び支部長としての役割を担うことを推奨する。

また、5月に、両組織の正副会長・幹事等16名で構成する自治連合会設立準備会を設置。統合のための課題等を検討。

3 合意事項

①区長会と自治振興会の統合後、新しく自治連合会を設立

②区長会長と自治振興会長は兼務、区長は全員自治振興会の役員に就任

③地区区長会は、原則解散。ただし、地区の実情に合わせて対応

④各地区振興会規約の中で区長の位置づけを明記

⑤行政協力交付金の交付額・交付先は現行どおり

⑥事務局は継続、区長連合会補助金は廃止、必要な経費は地区交付金で負担

⑦新組織の総会は88名の代議員制

⑧その他(新組織の構成、会則など)

4 解散・設立総会

・区長会連合会解散総会 4月30日(木)

・自治振興会連合会解散総会 5月11日(月)

・自治連合会設立総会 5月16日(土)

5 設立後の市の対応について

・市と両団体との関係は、自治連合会に引き継ぐ。

・市と各地区区長会との関係は、地区自治振興会に一元化する。

・市と町内会及び区長との関係は、現行のとおりとする。

《第1号議案》 越前市自治連合会会則等の制定について

越前市自治連合会会則(案)

第1章 総則

(名称等)

第1条 本会は、越前市自治連合会と称し、各地区自治振興会をもって構成する。

(目的)

第2条 本会は、各地区自治振興会相互の連絡・調整及び協議等を行い、市民による市民のための住みよいまちづくりを推進するとともに、これらの活動を通じて市との協働を進めることにより、市と相互に協力し、連携し、補完し合う密接な関係を樹立し、もって市民自治の確立及び市政の発展に貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、越前市生涯学習センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 共通課題及び地域課題の解決のための情報交換
- (2) 地域住民の自治の確立及び発展に必要な調査研究
- (3) 行政との連携及び協働のための事業
- (4) 住民の意思を行政に反映するための事業
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 34名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 3名

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。会長は、

あらかじめ副会長の中から職務を代行するものの順序を決めておくものとする。

- 3 会計は、本会の会計を処理する。
- 4 理事は、本会の会務の執行を補佐する。
- 5 幹事は、本会の会務について企画立案する。
- 6 監事は、本会の会計及び業務執行の状況を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、会計、幹事及び監事は、理事会において選任し、総会において承認を得る。ただし、会長、副会長及び会計は地区会長の中から、幹事は地区事務局長の中から選出する。

- 2 理事は、地区会長及び地区事務局長をもって充てる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、選任された年度の総会から次期通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第9条 本会の会務及び会計の事務を処理させるため事務局に総務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 前項の職員は、理事会の承認を経て会長が任命する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会の会議(以下「会議」という。)は、総会、理事会、幹部会、地区会長会、地区事務局長会、幹事会及び専門部会とする。ただし、必要により理事会の承認を得て協議会、委員会等の会議を設けることができる。

(会議の招集及び運営)

第11条 会議は、会長又はその会の代表者が招集する。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席により成立する。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 会長又はその会の代表者は、会議の議長となり、会議の議事を進行する。

(総会)

第12条 総会は、毎年5月に開催する通常総会、及び会長が必要と認めるとき又は地区自治振興会の3分の1以上から請求があったときに開催する臨時総会の2種類とする。

- 2 総会は、第5条に規定する役員及び代議員をもって構成する。
- 3 代議員の総数は、88名程度とし、地区別の代議員数は、別表1のとおりとする。

- 4 代議員が総会にやむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、当該代議員は、総会に出席したものとみなす。
- 5 前条の規定にかかわらず、総会は、委任状を含めた代議員の半数以上の出席により成立する。
- 6 議事は、出席した代議員の過半数をもって決する。
- 7 総会の議長及び議事録署名人は、それぞれ1名とし、出席した代議員の中から選出する。
- 8 総会の議長及び議事録署名人は、総会の議事について作成した議事録に署名押印するものとする。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業、予算及び決算
- (3) 役員の承認
- (4) その他重要事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事によって構成し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 市から委託され、又は協議を依頼された事項で、会長が重要と判断したもの
- (4) 総会を開催して審議するいとまがない急を要する事項

(幹部会)

第15条 幹部会は、会長、副会長、会計及び幹事の代表によって構成し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 市から委託され、又は協議を依頼された事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(地区会長会)

第16条 地区会長会は、会長、副会長、会計及び地区会長によって構成し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 理事会から諮問された事項
- (2) 自治振興会の運営の連絡調整に関する事
- (3) 住民自治の進展に関する事項の調査研究

(4) その他会長が必要と認めた事項

(地区事務局長会)

第17条 地区事務局長会は、会長、幹事及び地区事務局長によって構成し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 理事会から諮問された事項
- (2) 自治振興会の運営の連絡調整に関すること。
- (3) 住民自治の進展に関する事項の調査研究
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(幹事会)

第18条 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地区事務局長会に付議する事項
- (2) 各会議の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(専門部会)

第19条 専門部会は、各地区の当該専門部の代表者によって構成し、各地区専門部の実情及び課題について情報交換を行う。

第4章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、特別交付金、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第22条 本会の会費は、別表2のとおりとする。

(予算の変更)

第23条 本会の経費は、決議された予算の範囲内において、用途の変更をすることができる。この場合においては、用途の変更につき理事会の承認を得なければならない。

第5章 その他

(弔慰)

第24条 本会の弔慰については、別に定める。

(表彰)

第25条 本会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、表彰状等を贈呈し、表彰を

行う。

- (1) 自治連合会長として功績のあった者
- (2) 5年以上本会の役員の職にあった者
- (3) その他本会の役員として功績のあった者

附 則

この会則は、平成21年5月16日から施行し、4月1日から適用する。

別表1

地区	代議員数	地区	代議員数
東	6	北日野	5
西	7	北新庄	4
南	8	味真野	5
神山	4	白山	3
吉野	7	粟田部	5
国高	9	岡本	4
大虫	6	南中山	4
坂口	2	服間	3
王子保	6	計	88

《参考》 総会代議員については、「地区割」と、「人口割」の合計人数とし、代議員総数を88名とする。

別表 2

地 区	代議員数 (人)	地区割 (人)	一律 (円)	人口割 (人)	人口割 (円)	会 費 (円)
東	6	2	20,000	4	20,000	40,000
西	7	2	20,000	5	25,000	45,000
南	8	2	20,000	6	30,000	50,000
神 山	4	2	20,000	2	10,000	30,000
吉 野	7	2	20,000	5	25,000	45,000
国 高	9	2	20,000	7	35,000	55,000
大 虫	6	2	20,000	4	20,000	40,000
坂 口	2	2	20,000	0	0	20,000
王子保	6	2	20,000	4	20,000	40,000
北日野	5	2	20,000	3	15,000	35,000
北新庄	4	2	20,000	2	10,000	30,000
味真野	5	2	20,000	3	15,000	35,000
白 山	3	2	20,000	1	5,000	25,000
粟田部	5	2	20,000	3	15,000	35,000
岡 本	4	2	20,000	2	10,000	30,000
南中山	4	2	20,000	2	10,000	30,000
服 間	3	2	20,000	1	5,000	25,000
計	88	34	340,000	54	270,000	610,000

《参考》 地区割 一律 20,000 円、人口割 代議員数 (人口割) × 5,000 円

越前市自治連合会弔慰規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、連合会の役員と区長及びその家族等の弔事に関する事項について定めることを目的とする。

（弔慰金）

第2条 次の弔事があった場合に弔慰金等を給付する。

(1) 連合会の役員及び区長本人が死亡したとき 弔慰金10,000円及び花輪又は供物

(2) 連合会の役員及び区長の配偶者が死亡したとき 弔慰金10,000円

(3) 連合会の役員及び区長の同居家族が死亡したとき 弔慰金5,000円

（弔慰の通報）

第3条 前条の弔慰の通報については、地区会長及び事務局長が行うものとする。

（その他）

第4条 その他特に必要と認める場合又はこの規程により難しい場合においては、幹部会で協議の上決定するものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

《第2号議案》 平成21年度自治連合会事業計画（案）

本会の趣旨により平成21年度の事業を次のとおり計画する。

越前市自治連合会

- 5月 設立総会（16日）
- 6月～2月 専門部会研修（6部会予定）
- 11月 理事研修
- 随時 幹部会・幹事会・理事会

福井県自治会連合会

- 4月15日 第1回役員会（会長・事務職員出席）【福井市にて開催】
- 5月18日 第2回役員会（会長・事務職員出席）【福井市にて開催】
- 6月下旬 総会（17地区会長出席）【福井市にて開催予定】
- 秋季 代議員研修会（17地区会長出席）【越前市にて開催予定】
- 秋季 役員研修（会長出席）【鯖江市にて開催予定】

中部自治会連絡協議会総会

- 10月9日 総会（会長出席）【富山県富山市にて開催予定】

全国自治会大会

- 11月5日 大会（会長出席）【鳥取県鳥取市にて開催予定】

《第2号議案》 平成21年度自治連合会収支予算(案)について

収入の部

(単位:円)

款 項 目	節	細 節	自治連合会	付 記
			H21予算(案)	
1. 会費		自治振興会々費	5,310,000	地区負担分 610,000円
				市交付金充当分 4,700,000円
2. 雑収入		諸手数料	1,030,000	あっとほうむ手数料 交通災害推進費 日赤社資事業費 英霊顕彰奉賛会事務費 緑化推進事務費 自衛隊協力会事務委託料 その他事務費
		研修会負担金	360,000	理事研修負担金
3. 寄附金		寄附金	1,000	
収 入 合 計			6,701,000	

支出の部

(単位:円)

款 項 目	節	細 節	自治連合会	付 記
			H21予算(案)	
1. 職員給		職員給	2,000,000	事務職員賃金 社会保険料等
2. 事務所費		費用弁償費	200,000	役員費用弁償
		旅 費	100,000	県内外業務出張旅費・宿泊費
		交際費	50,000	国際交流協会 日中友好協会 友好都市推進協議会 シルバー人材センター賛助会費 建国記念の日協賛金 社会保険協会費 福武線を応援する連絡協議会
	需要費	消耗品費	130,000	コピー代 事務用品
		印刷製本費	80,000	封筒印刷外
		食糧費	30,000	事務所用茶葉等
		通信運搬費	200,000	郵便料 電話料 IN回線料
		手数料	10,000	振込手数料
備品購入費		200,000	事務機器(パソコン等)	
3. 会議費	会議費	総会費	550,000	総会費用
		会議費	150,000	幹部会・理事会・幹事会等
	研修費	理事研修	550,000	理事(地区会長・事務局長)研修
		専門部研修	650,000	専門部研修費(自治・環境・防災・健康・福祉・青少年) 2部会(1日) 講師料・資料等 4部会(2時間)
4. 諸支出金	分担金	県連合会会費等	140,000	福井県自治会連合会会費及び分担金、参加負担金
	事業費	地区指定事業費	1,550,000	地域自治活動を支援する事業費 (例) ・地区防災計画策定 ・地区将来計画策定 ・地区リーダー研修 ・地区間交流事業 (方法)地区上限額を決め、該当事業に交付する。
5. 慶弔費			100,000	
6. 予備費				11,000
支 出 合 計			6,701,000	

《第3号議案》 福井県自治会連合会への加入について

越前市自治連合会が福井県自治会連合会に加入することについて、総会の承認を求める。

福井県自治会連合会の概要

1. 組織・・・福井県内各市町の地域住民による自治組織の連合体に属する団体を会員として組織する。
現在の加入団体・・・福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市の自治組織の連合体
2. 目的・・・県各市町の住民自治連合組織間の連絡調整、円滑なる運営と進展に資し、もって会員の地位向上と地方自治の発展に寄与する。
3. 事業・・・
 - 1) 地域住民による自治組織に関する調査、研究及び資料の収集
 - 2) 業務運営その他に関する会員相互の連絡及び協力
 - 3) 会報、図書その他資料の発刊
 - 4) 会員の表彰に関する事
 - 5) 自治体行政の事務協力に関する事
 - 6) その他本会の目的達成に上必要な事項
4. 会費・・・

会費	70,000円
分担金・負担金	40,000円
5. 設立・・・昭和41年5月20日

《第4号議案》 平成21年度自治連合会役員の承認について

任 期 平成21年5月16日より次期通常総会までとする。

役員名列(案)

役 名	自治振興会	氏 名	住 所	郵便番号
会 長	東	オオヤナギ ノボル 大柳 登		
副会長	南	マ カラ カズアキ 真柄 一明		
副会長	吉野	フクシマ ヒロシ 福島 宏		
副会長	坂口	ヤマオカ トシオ 山岡 登志男		
副会長	北新庄	イシモト タダノリ 石本 伊教		
副会長	栗田部	コダマ シュンイチ 小玉 俊一		
会 計	北日野	ハヤシ コウイチ 林 耕一		
幹 事 (代表幹事)	神山	ミヤタ カズオ 宮田 和夫		
幹 事	西	サカシタ ミツノリ 坂下 弥憲		
幹 事	国高	ヒラノ ヨシハル 平野 由治		
幹 事	王子保	イシダ タマル 石田 多丸		
幹 事	南中山	ハヤシ ナオキ 林 直樹		
監 事	東	カエリヤマ トシエ 帰山 利英		
監 事	神山	ツジモト タダオ 辻本 忠夫		
監 事	栗田部	ヨシダ トクオ 吉田 登久男		

平成21年度自治自治連合会理事一覧

地区名	H 21 自治振興会		事務局所在地
自治振興会 名称	会長	事務局長	[電話番号]
東地区	大柳 登	藤澤 康生	越前市府中一丁目 武生東公民館内
東地区自治振興会			TEL 23-4763 FAX 23-6546
西地区	八田 聡	坂下 弥憲	越前市中央二丁目 武生西公民館内
西地区自治振興会			TEL 23-0688 FAX 23-4820
南地区	眞柄 一明	小泉 一男	越前市武生柳町 武生南公民館内
南地区自治振興会			TEL 23-5103 FAX 24-2652
神山地区	西出 和男	宮田 和夫	越前市広瀬町 神山公民館内
神山地区自治振興会			TEL 23-8010 FAX 23-9902
吉野地区	福島 宏	長谷川 淳一	越前市本保町 吉野公民館内
吉野地区自治振興会			TEL 23-4600 FAX 21-3641
国高地区	兵 勝	平野 由治	越前市国高二丁目 国高公民館内
国高地区自治振興会			TEL 23-4601 FAX 22-8699
大虫地区	川端 保郎		越前市丹生郷町 大虫公民館内
のびゆくおおむし振興会			TEL 23-3508 FAX 24-1733
坂口地区	山岡 登志男	富田 博文	越前市湯谷町 坂口公民館内
坂口地区うらの町づくり振興会			TEL 28-1046 FAX 28-1046
王子保地区	酒田 家男	石田 多丸	越前市四郎丸町 王子保公民館内
王子保地区自治振興会			TEL 23-9666 FAX 23-4602
北日野地区	林 耕一	萩原 郁男	越前市矢放町 北日野公民館内
北日野地区自治振興会			TEL 23-4603 FAX 23-4603
北新庄地区	石本 伊教	明城 啓之	越前市北町 北新庄公民館内
北新庄地区自治振興会			TEL 23-4604 FAX 23-5408
味真野地区	玉村 泉	中野 博美	越前市味真野町 味真野公民館内
味真野自治振興会			TEL 27-1220 FAX 27-1598
白山地区	生田 健一	奥山 達	越前市都辺町 白山公民館内
しらやま振興会			TEL 28-1045 FAX 29-2071
粟田部地区	小玉 俊一	山田 昭榮	越前市粟田部町 花筐公民館内
花筐自治振興会			TEL 42-3710 FAX 42-3710
岡本地区	辻岡 道夫	山部 忠宏	越前市定友町 岡本公民館内
岡本地区自治振興会			TEL 42-2022 FAX 42-1438
南中山地区	山田 博夫	林 直樹	越前市西庄境町 南中山公民館内
南中山地区自治振興会			TEL 43-1290 FAX 43-7160
服間地区	梅田 義則	相馬 秀夫	越前市藤木町 服間公民館内
ふくま振興会			TEL 43-0977 FAX 43-0977

○越前市自治基本条例

平成17年10月1日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 市民自治の基本理念(第4条)

第3章 市民と市民自治(第5条・第6条)

第4章 市民自治活動(第7条—第10条)

第5章 市議会(第11条)

第6章 市政運営(第12条—第15条)

第7章 住民投票(第16条・第17条)

第8章 市民自治推進委員会(第18条)

附則

越前市の豊かな自然環境は、わたしたちの生活に安らぎと潤いをもたらし、先人の英知と努力は、地域に産業を興し、輝かしい伝統や文化を培ってきました。

わたしたち市民は、この郷土を、希望を持って学び、働き、そして新しい命を育み、幸せに暮らすことができるまちとして発展させるとともに、日々の暮らしにおいては環境に配慮しつつ、将来にわたり持続可能な社会を目指さなければなりません。

市は、これまで、情報公開、個人情報保護、循環型社会の推進、男女共同参画や地域自治振興をはじめとする諸制度を整えながら、市民とともに考え行動していく協働の芽を育ててきました。

いま、社会の変革と分権型社会への移行とともに、自治体の役割と責任が拡大し、市民にあっても、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となる新しい自治の在り方が求められています。

わたしたち市民は、多様な社会経験と創造的な活動を生かし、ひとりの市民として、また組織の一員としてまちづくりにかかわる中で、市民自治を確立しなければなりません。

こうした認識のもと、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを決意し、ここに越前市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とします。

(条例の位置付け)

第2条 この条例を越前市の自治の基本となる条例として位置付け、その原理に基づき他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たらなければなりません。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、勤め、若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体をいいます。
- (2) 参画 政策の立案から実施に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (3) 協働 共通の目的を持って課題解決を図ろうとするものが、それぞれの特性を尊重し、対等な立場で協力し取り組むことをいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に行う多様な公益活動をいいます。
- (5) 町内会 町、字等の区域を単位とした自治組織をいいます。
- (6) 地区組織 おおむね小学校の通学区域を単位とした自治組織をいいます。

第2章 市民自治の基本理念

(市民自治の基本理念)

第4条 わたしたち市民は、市政に関する情報を共有し、自らの判断と責任の下に市政に参画し、協働することを基調とした市民自治を確立することを目指します。

第3章 市民と市民自治

(市民の権利)

第5条 わたしたち市民は、市民自治の主体であり、市政に参画し、その意思を表明する権利を有します。

2 わたしたち市民は、前項の権利の行使に際し、性別、年齢、信条、国籍等によるいかなる差別も受けません。

(市民の責務)

第6条 わたしたち市民は、市民自治の主体であることを自覚し、自らの発言及び行動に責任を持ち、市民自治を確かなものとするよう努めます。

第4章 市民自治活動

(市民自治活動の原則)

第7条 わたしたち市民は、家庭、職場及び地域社会の中で、市民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動します。

2 わたしたち市民は、市民自治活動において、男女が共に社会の対等な構成員としてその個性及び能力を発揮するものとします。

3 わたしたち市民は、同様の目的を有する個人及び組織との連携及び情報交換に努め、互いの活動を尊重します。

4 市民自治活動を行う団体は、民主的かつ自主的運営を行います。

(社会貢献活動)

第8条 わたしたち市民は、NPO(民間非営利組織)、ボランティア等による市民自治活動を通じ、それぞれの適切な役割のもとで社会貢献に努めます。

(地域の自治)

第9条 わたしたち市民は、各地域において、その歴史、文化等の地域的特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、市と協働して組織的に市民自治活動を行い、地域の振興を図ります。

2 わたしたち市民は、町内会又は地区組織における活動を通して、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。

3 町内会その他の地域の振興を図る組織の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。

(市民自治活動の支援)

第10条 市は、市民自治活動が果たす役割及び重要性を認識し、その活動を守り育てるよう努めるものとします。

2 市は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、市民との相互理解を深め、信頼関係を築くよう努めるものとします。

3 市は、その行政活動のうち、市民自治活動の特性を生かすことがより効果的であると判断される分野については、積極的に協働の機会を拡充するよう努めるものとします。

4 市は、市民自治活動を促進するため、情報の提供、相談、専門家の派遣その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

第5章 市議会

(市議会)

第11条 市議会は、市民の意思を代表し、議決権、調査権等を持つ合議制の意思決定機関として、民主的な市政の発展に寄与するものとします。

2 市議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報の公開及び市民との情報の共

有に努めるものとします。

- 3 市議会議員は、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるものとします。

第6章 市政運営

(市長の責務)

第12条 市長は、この条例を遵守し、市民自治の推進に努めるものとします。

- 2 市長は、総合的かつ計画的な市政の方針を明示し、その実現に向け職員を適切に指揮監督するとともに、職員の能力の向上を図り、効率的な行政運営に努めるものとします。
- 3 市長は、常に行政機構を見直し、機能的で簡素な組織づくりに努めるものとします。

(職員の責務)

第13条 職員は、市民との信頼関係づくりに努め、市民自治の本質を理解して、誠実に、公正かつ効率的な職務の遂行に努めるものとします。

(情報の公開及び提供)

第14条 市は、その保有する情報の積極的な公開及び提供を行うことにより、市民との情報の共有に努めるものとします。

- 2 市は、公正で透明な市政の実現を図るため、適切な時期に市政について分かりやすく市民に説明する責任を果たすものとします。
- 3 市は、情報の公開及び提供に際し、個人の権利及び利益が侵害されることがないように個人情報の保護に必要な措置を講ずるものとします。

(行政評価)

第15条 市は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、適切な評価を行い、その結果を事後の施策に反映させるよう努めるものとします。

第7章 住民投票

(住民投票の請求又は発議)

第16条 選挙権を有する市民(市議会議員及び市長の選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求することができます。

- 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。
- 3 市長は、住民投票を求める条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

(住民投票の実施)

第17条 市長は、前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施するものとします。

2 前条第3項の条例による住民投票に参加できる者の資格として、必要に応じ、選挙権を有する市民のほか次の各号に掲げる者のいずれか又は両方を加えることができます。

(1) 市内に住所を有する年齢満20年未満の日本国籍を有する者

(2) 市内に住所を有する外国人(永住者、定住者等)

3 市長は、住民投票を実施する際には、当該住民投票に関し必要な情報を市民に対して提供するものとします。

4 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第8章 市民自治推進委員会

(市民自治推進委員会)

第18条 市は、市民自治活動及び市民参画の推進を図るため、市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとします。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。

3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。

4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重するものとします。

5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による10人以内の委員をもって構成し、当該委員は、市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。

7 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 委員会に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の武生市自治基本条例(平成16年武生市条例第33号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。